

都市環境維持・改善事業資金

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、国が無利子で貸付けを行う。

①貸付対象者

地方公共団体を通じて都市再生推進法人、まちづくり法人

②対象費用

良好な都市機能及び都市環境の保全・創出（エリアマネジメント）を推進する事業に要する費用

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の 1 / 2 以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の 1 / 2 以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間 10 年以内（うち据置期間 4 年以内）
- e. 償還方法 均等半年賦償還

【都市環境維持・改善事業資金の貸付けスキーム】

